

第6回新たなアイヌの人たちの総合的な推進方策検討会議録

日 時：令和3年3月19日（金）13:30～14:30 テレビ会議

○高野課長 定刻となりましたので、ただいまから第6回新たなアイヌの人たちの総合的な推進方策検討会議を開催いたします。私は進行を務めます、北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課長の高野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日石川委員が、少し遅れておりますことをご報告させていただきます。欠席委員につきまして、本日は、貝澤委員、本田委員、小川悠治委員が都合により欠席をされております。それから、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元に配付の会議資料の確認をお願いいたします。まず会議次第 A4、1枚物、出席者名簿 A4、1枚物、テレビ会議配席図 A4、1枚物、札幌会場のみ2枚になります。それから、資料1 推進方策（素案）の主な修正について、資料2 北海道アイヌ政策推進方策（案）概要、資料3 北海道アイヌ政策推進方策（案）、資料4 北海道アイヌ生活実態調査について、参考資料といたしまして、第5回前回の検討会議の議事録も用意してございます。資料の配付漏れございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは本日の会議の流れをご説明いたします。前回会議でいただきましたご意見、それからパブリックコメント、これらのご意見を踏まえまして、素案から修正した内容について、後程ご説明をさせていただきます。さらに、次回の北海道アイヌ生活実態調査についてご意見をいただきたいと考えてます。今回はその2点の議題ということになっていきますのでどうぞよろしくお願いいたします。それから、テレビ会議でございますので、ご発言の際は挙手をいただきまして、指名を受けた後、マイクのスイッチを入れてから、ご発言をお願いしたいと思います。発言が終わりましたら、マイクのスイッチをお切りいただきたいと思いません。大変ご面倒おかけしますが、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、私の方から一つご報告をさせていただきたいことがございます。皆様すでにご存知かと思いますが、先日、全国ネットのテレビの番組の中で、アイヌの方々を深く傷つけるような不適切な表現がありました。アイヌ政策を推進している道としても、極めて遺憾だということで、放送いたしましたテレビ局に対しまして強く抗議をするとともに、今後の再発防止、そして、正しい理解の促進の取り組みを求めたところでございます。また、北海道アイヌ協会におかれましては、テレビ局に対して抗議をするとともに、原因究明、それから再発防止を、文書で回答を求めたというように聞いております。こうした経過につきましては、知事にも協会から報告がありまして、アイヌの人たちがおかれている状況、今後の対応などについて思いを共有したというところでございます。放送に至った経緯、原因などにつきましては今後テレビ局として検証されるものと承知しております。アイヌの歴史などへの理解の不足が根底にあるものと考えておりますので、アイヌ協会などとも連携をしながら、アイヌの人たちの歴史、それから文化などについての正しい理解に向けた取り組みを一層推進して参りたいというふうに考えております。以上ご報告でした。

それでは、この後の議事進行につきましては、松久座長より進めていただきたいと思います。

すので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○松久座長 それでは次第に沿って進行させていただきます。まず、議事の1「北海道アイヌ政策推進方策（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○森田主幹 道庁アイヌ政策課の森田でございます。私の方から推進方策（案）につきましてご説明をさせていただきます。前回1月に開催をしました、第5回の検討会議の後、素案を取りまとめ公表いたしまして、パブリックコメントを実施しました。広く意見を求めたところでありまして、パブリックコメント自体は3月2日に終了しておりますが、この間、47の個人、7つの団体から意見の数が合計で178件、様々なご意見をいただいております。最終的な取りまとめ資料については現在作成中でございますが、いただいたご意見等々参考としまして前回お示した素案から、修正等加え本日お配りをした案としたところでございます。主な修正箇所につきましては資料の1番「推進方策（素案）の主な修正について」という資料がございますけれども、こちらに基づいて説明をさせていただきます。

修正箇所の1つ目ですね、1ページ目、1段落目、それから3ページ目、1段落目、9ページ等々に「子弟」という言葉が、出て参りますが、これに関してのパブコメで、男女の平等に反する記載であるという意見をいただきました。それについては確かに、ごもっともなところでございます。我々の方で、例えば、「子弟」を「子どもたち」ですとか、「アイヌの人たち」もしくは「子弟」という言葉を削除するという形で文脈に沿う形で、こちらの記載を修正をさせていただきます。

続きまして2ページ目の第1段落。それから、7ページ目の第1段落に、「北海道などに古くから住んでいる」といったような表記がございますが、有識者懇談会報告書の先住民族の定義がございまして、これそのものを記載するべきではないか、という意見がございました。これにつきましては、新しい古いということではなく、先住民族の定義というものがすでに示されておりますので、有識者懇談会報告書の定義自体は欄外にすでに記載をしておりますけれども、この部分についてはアイヌ施策推進法の記載に合わせまして、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族である」という表現に修正をさせていただきます。

続きまして2ページ目、第1段落、「狩猟・漁撈・採集を行い」という部分に等というものを付すべきではないかという、検討会議の中で前回ご意見をいただいたところでございます。これにつきましても、これ以外にも、活動されてる部分がございますので、等というものを追記をさせていただきます。

続きまして同じく2ページ目、第4段落、土地所有制度について、これが今までは記載がなかったものですが、アイヌが土地の所有に至らなかったということを書くべきだということでパブコメをいただいております。この件に関しましては、明治期にアイヌが受けた影響の中でも大きな事例であるということで、有識者懇談会報告書の記載を基にしまして、「近代的な土地制度を導入するにあたって、従来アイヌの人たちが狩猟・漁撈・採集を行っていた土地等についても、持ち主を明らかにしようとしたことが、当時、アイヌの人たちで文字を理解する人はごく少数であり、近代的な意味での個人的な土地所有の観念がなかったため、所有権を取得したアイヌの人たちはほとんどいませんでした」というように追記をさせていただきます。

裏面に参ります。3ページ目、第1段落。下付された土地は未開地であったということに記載すべきということを検討会議の中で意見をいただきました。旧土人保護法の施行細則の中に未開地に関する記載というものがございまして、下付された土地の中には未開地も含ま

れることが推定できますことから、「農業に適さない土地や未開地を下付されることもあり」というように修文をさせていただいております。

続きまして6ページの中で、方策の期間についてでございますが、単純に5年間ということだけが書いてあるが、これだと5年間やってアイヌ政策が終了するというような印象を与える恐れがあって修文が必要であるということが、道議会の方からご意見をいただいております。この部分につきましては、「道のアイヌ政策を推進するにあたり、本方策の期間を」ということを記載をして全体が続いていくんだけどもこの方策については5年間であるということ、追記をさせていただいております。

続きまして15ページ目、第1段落。「高い評価を得ているものがありますが、伝統的な」というように工芸品の関係の記載になるのですが、こういった表現をしておりますが、文書を一旦切って評価が高いということを強調する文書にすべきだということで検討会議の方からご意見をいただいております。これにつきましては、いただいたご意見のとおり、「高い評価を得ているものがあります。しかし、」というように修正をさせていただいております。

最後に18ページになります。産業の振興のところですけども、項目の立て方に違和感があったということと、同じことが複数載っているということで、簡潔に記載をすべきだということが道議会の方から意見が寄せられておまして、こちらについてもご指摘を踏まえ簡潔でわかりやすい記載ということで、もともと、工芸品の振興という項目がなかったのですけども、中小企業の振興の後に工芸品の振興という小項目一つ立てまして、「アイヌ工芸品の販路拡大に向けたマーケティングの支援やPR、アイヌの伝統工芸と現代的デザインを融合した新たな製品開発の促進などにより、アイヌ工芸品の振興を図ります」というように修文をしております。

主な修正点については以上でございます。なお、いただいたパブコメの意見等々に、全体の構成ですとか、項目の変更に至るようなご意見はありませんでしたので、修正箇所はただいまお渡ししたものというようになっております。また、本日お配りをしております資料3の案の全文も、こちらにも修正箇所がある程度わかりやすいように修正箇所を2線修正、もしくは追記をしたところに下線を付すというようにしております。私からの説明は以上でございます。

○松久座長 ありがとうございます。私から出席者名簿の順にご指名させていただきますので、ただいまの説明について、ご意見、ご質問のほか、これまでの検討会議のご感想などございましたら、併せて、ご発言いただきたいと存じます。それでは、秋辺委員からお願いいたします。

○秋辺委員 今までの感想を述べさせていただきます。議事録の過去を振り返って自分の発言を見てみると、教育のことを述べていました。ここに書かれてる文章を見ても、方針は示されてはいるけれども、では、教育関係で具体的に何をした、こうしたかっていうのは全く見えてきていないのは、現状でありまして、特に私が、言いたかったのは、学校教育の現場でアイヌのことをもっときちっと取り上げるべきだということを言い続けてきましたけれども、それが今後どう具体化できるのか、どこにアプローチしていけばいいのかということも含めてですね、この後の議論を深めていってもらったらいいなと思っています。以上です。

○松久座長 ありがとうございます。それでは、阿部一司委員、お願いいたします。

○阿部一司委員 今の修正のところのですね、資料1で2ページの第4段落で、近代的な土地所有制度の導入により、アイヌが土地所有に至らなかった旨を書けというところで、修正案としてですね、今このように右側に3コマ目に書いてございますけど。これ私ちょっとびっくりしたんですけど、これはどういうことなのですかね。これは何を根拠にこういうことをしたのか、これだったら何か新たにですね「近代的な土地制度を導入するにあたって、アイヌの人たちが狩猟・漁撈・採集を行っていた土地について、持ち主を明らかにしよう」としまして、根拠は何なんですかこれは、私初めてこんなの見ました。これちょっと質問です。

○松久座長 事務局からは、いかがでしょうか。

○高野課長 まず、土地の問題につきましてはパブコメの中で複数ご意見を頂戴しております。そういった中で、当然土地の問題については、アイヌの方々にとって非常に大きな問題であるということで、今回記述をさせていただいたところです。この文言につきましては、有識者懇談会報告書の中に、近代的な土地所有制度の導入とアイヌの人々ということの中で、記載をされているところです。土地に関しては、例えば地所規則ですとか、あるいは北海道地券発行条例など、様々な土地に関する変遷がございます。そういった中で、近代的な土地制度、そういうものを政府が導入する中で、当然アイヌの方々ももともと狩猟ですとか漁撈、そういったもので利用されていたところも、最終的な近代的土地制度を導入する中で、誰が所有者なのかというところを明らかにしようという、その政府の動きの中で、アイヌの方々が、実際のところは所有権を所有することができなかったというところで、その有識者懇談会の中のその部分を書かせていただいています。それ以外にも多分、官有地に編入をされたですとかいろんなことがあると思うんですけども、歴史・背景、この部分につきましては、すべて記載することは難しいですので、あくまでも、アイヌの人たちのその土地というものが、所有権を所有するところまではいかなかったというところを強調するために、その部分を抜き出して記述をさせていただいているところでございます。どうぞご理解いただきたいと思います。

○阿部一司委員 今おっしゃった中でのですね、はっきりしていることは明治10年の北海道地券発行条例ですね、これでアイヌ民族の住んでいた家、土地ですね、家と周りの畑っていうんでしょうか、こういうものをですね、要するに官有地の第3種っていうか、国有地にしてしまった。当分の間って言うんですけど、未だに返してもらってないというのが現実ですから。これは、明治26年の旧土人保護法のこと、帝国議会で第5回の帝国議会で問題になったときですね、住んでいる家、土地までもですね、奪ってという、これ、埼玉県の方言でエジッタと書いて議事録にも残っております。そういうことは明確になってるけれども、今この有識者懇談会のこと、私、どこの部分なのかわかりませんが、誰が発言して、何を根拠にこのことをおっしゃったのか、非常に私は疑問です。今はこれで結構ですけども、その根拠をですね、発言された文面と、その方が何を根拠に言われたのかっていうのをちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

○松久座長 有識者懇談会報告書では、持ち主を明らかにしようとした、というところは明記されているということですのでよろしいでしょうか。

○高野課長 事務局からお答えさせていただいてよろしいでしょうか。有識者懇談会報告書の中に近代的土地所有制度の導入とアイヌの人々という項目がございます、その中に、「持ち主を明らかにして、」もうちょっと実は長く書いてあるんですけど、売り払いを進

めようとしたと、そういう中で、当時アイヌの人々で、文字を理解する人がごく少数であったという、今、追加したところですね、そういうところが記載されています。今、阿部一司委員がおっしゃられました、北海道地券発行条例、これは明治10年、これにつきましても有識者懇談会報告書の中にも書かれています。この中で、アイヌの人々の居住地を官有地に編入をして権利を保留し、地租を課さず、アイヌの人々と地域の状況に応じて、所有権を与えることとしましたという、記述も確かにございます。ただこの理由としては、当時のアイヌの人々に近代的な意味での土地の所有の観念がなく、所有権を認めてもかえって詐欺などにより失う恐れがあったためと、有識者懇談会報告書に書かれておまして、基本的には私最初の方に申し上げました、近代的なその土地所有制度、そういうものを政府が進めていく中で、その所有権というものを明らかにしようとしたと、しかし、アイヌの方々が、その当時、文字の理解がなかなか難しかったということとか、いわゆる土地を所有するという観念、そういう考えがそもそもなかったということで、なかなかその所有権を取得するという事までは至らなかったということが、有識者懇談会報告書に書かれておきますので、その部分を引用させていただいております。本当でしたらこれ全部書けばよろしかったのかもしれないんですけど、歴史・背景に、これ以上土地だけに多くのページをさくわけにはいきませんので、そのところだけ抜粋をさせていただいて、間に追加をさせていただいたということでございます。

○阿部一司委員 今のおっしゃった中ですね、例えば課長仰った中でね、この当時ですねこの例えば官有地の第3種でもですね。文字がわからないからアイヌにやらなかったとおっしゃってますけど、有識者懇談会やった時に、もう何年経ってるんですか、それから100年も経っているじゃないですか。それまでにですね、何があったかどうして言わないんですか。この明治10年にですよ。日本語や読み方等これできないのは当たり前なんですから。だけどそれからですね、100年も経って、今例えばみんなアイヌが読み書きもできないですね、権利書も発行して税金だって払ってるんですから、これを今頃載せるっていうのはですね、じゃ何やったのと、僕らにおいてもやっぱり一番問題なのは、当分の間って官有地にしたときに書いてあるんですよ。地券発行条例から140年も経って当分の間どこいったんですかっていうのが私たちのですね、アイヌの子孫の言い方なんです。だからそこところはちょっと明確にしたい。

○松久座長 ありがとうございます。それでは、阿部範幸委員お願いいたします。

○阿部範幸委員 これ、推進方策ということで本当に、これからやってくる基本線になってくる部分になるのかと思いますけど、先ほど秋辺委員からもありましたように、やっぱり学校で、いかにこう普及していくかというところ、それを具体化していくのが本当に大事なところなのかなと思います。先週のテレビにしてもやっぱり、北海道内ですら、知る機会がないっていう人も、北海道で育った人でも気づかなかったと、いうふうに言ってるぐらいですから、北海道以外であれば、さらに、っていうところもあると思うんですけど、やっぱりそういった、しっかり知らしめていくということに、この具体化していくのが、重要なことなのかなっていうふうに思います。あわせてアイヌ子弟、子弟という言葉、書き直してますけど、子弟の教育っていうところ、さらにしっかり取り組んでいただきたいなという思いです。

○松久座長 ありがとうございます。それでは佐藤委員お願いいたします。

○佐藤委員 何回目かの会議でも、お話をさせていただきましたが、この会議の根底に流れるも

一な議事運営にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。それでは、議事の2北海道アイヌ生活実態調査について事務局から説明をお願いいたします。

○高野課長 事務局からなんですが、大変申しわけございません、生活実態調査の関係に入る前に一つ、事務局の方から発言をさせていただきたいと思います。ただ今委員の皆様から、一番重要だと思われるところは、やはり教育ということもありましたので、やはり理解促進、おそらく今回のテレビ放送もごございますけれども、やはり全国民、全道民が正しく歴史・文化といったものを理解することは非常に重要だということを、私どもとしても、委員の皆様からのご意見の中で痛感をしたというところでございます。私ども理解促進、大変大事だと重要だと思っております、来年度の事業の中で、新規でやりたいと考えているものもごございますので、ちょっとここでご紹介をさせていただきたいと思います。まず、今までいわゆる教育現場ということになれば小中学校の時に、副読本を使った学習、それから、今でしたら、学習指導要領が改訂になりまして、教科書にも、アイヌの文化等に関する記述が増えて参りまして、授業の方でも、そういったことを勉強する児童生徒の方が増えてきているというふうに思います。そういったものに加えまして、私どもとしては、やはり学校に入る前ですね、いわゆる就学前の幼児期から、アイヌの方々の歴史などに触れていただくことを、子どもたちの中に頭の中にですね、まず入れていただくということが大事だと思っております、幼児期に向けまして、まず、動画の作成をして、それを配信をしていこうというようにまず一つ考えてます。

それから、今のところ小中学校の現場で、学習しておりますけれども、それ以降ですね、高校生以降、こちら、私どもの方でも、啓発冊子を作っておりますけれども、もっと広く、学習していただく勉強していただく、啓発するというところで、一般向けの動画、こちら作成をして、これも配信をしていきたいというように考えてます。

それから、道内各地に、様々なアイヌ文化ございますので、そういったものを今回ウポポイが開業いたしましたけれども、全国各地にあるアイヌ文化そういうものに触れていただくということが大事だということで、道内のアイヌ関連施設のいわゆるバーチャル映像を作成をして、こちらご紹介していくというようなことも考えております。それから、法務省と連携した、フォーラム、シンポジウム、そういったようなものも、来年度開催をして、皆さんに啓発をしていきたいというように考えておりますので、そういったことで、道としても、理解促進というものを進めていきたいというように考えております。以上、来年度に向けました理解促進に関するお知らせということでございます。

では、続きまして、議題2を説明させていただきます。

○森田主幹 はい。では、議題の2番ということで、北海道アイヌ生活実態調査についてということでご説明をさせていただきます。資料については、資料4番になりますけれども、これまでですね、本道におけるアイヌの人たちの生活実態を把握し、今後の総合的な政策のあり方を検討するための、必要な基礎資料を得ることを目的として、実態調査をやっております。今回の方策を作るにあたりましては、平成29年に実施した調査の結果を参考として進めさせていただいております。

資料の中であります2番、調査の対象ですけれども基本的にアイヌ方々ということで、地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また婚姻、養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方、こういった方を対象としております。ただしですね、アイヌの血を受け継いでいると思われる方であっても、ご本人がアイヌであることをして否定して

いる場合、こういった時は調査の対象とはしておりません。

続きまして調査の区分それから調査項目ですけれども、大きく4つありまして、市町村調査、地区調査、これは市町村が、調査を実施してございまして、アイヌの人たちの状況ですね、生活の状況、教育の状況、こういったことの調査。それから地区の状況、地区内のアイヌの人たちの状況を例えばその人数ですとか、生活保護、課税の状況、こういったようなことを調査してございます。

それから、世帯調査、アンケート調査、これは、市町村から推薦をされた調査員、こちらに調査を委嘱しまして、直接面談で調査を実施しているものでございます。家族の状況、所得の状況、住居の状況ですとか、またアンケート調査においてはアイヌの人たちに対する方策への意識ですとか、雇用の安定と産業の振興についての意識など、アイヌの文化に関する意識、こういったものを面談の形で聞き取りをして、調査を実施してございます。

最後5番は、今後の調査についてということでございますが、調査結果を継続的に比較検討して、どういう推移があったのかということを検討していく必要がありますので、基本的にはこれまでと同じ、調査の方法、調査の項目という形で実施をすることを原則というように考えておりますが、情勢の変化等々で必要がある場合は追加修正等を行おうというように思っております。また、調査の実施時期につきましては、方策期間の中間年となります、令和5年度に実施することで現在考えております。今のところ、道の方でこういったことが追加の項目として考えられるかということで事例、事項の例ということで、下のほうに記載をさせておりますけれども、アイヌ施策推進法、アイヌの人が先住民族というように明記をされた法律が施行されておりますので、これに伴いまして、ご自身の意識ですとか、周囲や社会に何か変化があったかでありますとか、ウポポイが開設をしておりますのでこういったようなことに伴うその意識の変化、それから施策の関係でいいますと、アイヌの方たちと、国際交流、他の先住民族とか少数民族、もしくは、道内や日本国内も含めた異なる文化を持つところとの交流などに関する意識、こういったようなことを追加したいというように今のところ考えております。このほかですね、今回推進方策の検討いただきましたが、その中でこういう項目があると、もっと議論が深まったのではないかとか、そういったようなご意見等あれば、お伺いをしたいというように考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○松久座長 ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございましたでしょうか。

○秋辺委員 教育の状況34ページ、進学率の状況とあるんですが、以前この会議で、進学したはいいいけど、継続できないとか、辞めちゃう人もいるんじゃないのっていう、その辺ちょっと把握しなきゃ駄目だよ、と話し出たと思うんですが、次の調査の時には、ぜひ継続性をちゃんと入れておかないと、今回のテレビの差別発言にも、ある通りですね進学してから、またひどいめにあってやめちゃうとか、あと経済的な困窮で継続できないから、今回はコロナもありましたからね、そういうことも含めてですね、学校行ったけど続いたかどうか、それも調査に入れるべきだと思いますので、お願いします。

○松久座長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。他にご発言がないようですので、本日予定の議事につきましてはこれで終了いたします。この後の進行については事務局にお返しいたします。

○高野課長 松久座長、どうもありがとうございます。今の実態調査のことにつきましては何か、今後、お気づきの点がありましたらご意見をいただければとも思いますので、どう

ぞよろしくお願ひいたします。それでは、閉会にあたりまして、アイヌ政策監の長橋よりご挨拶をさせていただきたいと思ひます。

○長橋政策監 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。昨年の1月から、1年以上にわたりましてご議論をいただきました、本検討会議も、本日で6回目、最後の開催となりました。この間、新型コロナウイルス感染症の影響から、書面での開催、あるいはテレビ会議とさせていただくこともございまして、皆様には何かとご不便おかけをしましたが、皆様からは、貴重なご意見をいただきまして、新たな方策の案ということで取りまとめることができました。松久座長はじめ、委員の皆様のご協力に、御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

さて、国のアイヌ政策に関する世論調査が内閣府から発表されました。「アイヌという民族がいることを知っている」「あるいは先住民族であることを知っている」と答えた方が、全国、あるいは北海道の道民の方々とも、90%を超えまして、さらに「ウポポイについて知っている」と、答えた方、こちらは全国では向上したものの、まだ35.5%と、これからだと思いますけれども、道民の方々については、前回調査の39.5%から、97.6%に大きく向上してございまして、道民の皆様のアイヌへの関心が高まりつつあるところでございまして。一方、冒頭、担当課長から報告をさせていただきましたけれども、また委員の方々からもご発言がございました。先週末のテレビ番組の中で、アイヌの人たちの尊厳をおとしめる本当に心無い放送がございました。道といたしましても、抗議をし、再発防止と今後の理解促進の取り組みを、強く求めたところでございまして。このようなことが二度とないように、アイヌの方々の心情に寄り添って、アイヌの歴史や文化の正しい理解を深めていただくことが、必要であると、改めて感じたところでもございまして。本日報告をいたしました、推進方策につきましては、アイヌの人たちが歩んできた歴史などを、具体的に記載をしながら、理解促進というものを、施策の1番目、基本に据えてですね、取り組もうという意欲を示したものであるものというふうに考えてございまして。この方策につきましては、道議会に報告の後、今月末に決定する予定でございまして。来年度からは、この推進方策に基づきまして、そしてまた、皆様からいただきましたご意見も踏まえながら、より一層のですね、推進に努めて参りたいと思ひます。最後になりますが、アイヌの人たち、そして誰もが尊重し合う共生社会の実現に向けまして、今後とも、道の政策へのご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げ、私からの最後の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○高野課長 はい、ありがとうございます。本日の議題であります、方策につきましては、本検討会議によるご議論、すべて終了いたしました。松久座長はじめ、委員の皆様本当にありがとうございます。それでは本日の会議はこれで終了させていただきます。